

第百九十回
参議院総務委員会会議録第八号

平成二十八年三月二十九日(火曜日)

午後一時三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
山本 博司君

大沼みずほ君
島田 三郎君
藤川 政人君
石上 俊雄君
横山 信一君
井原 巧君
石井 正弘君
磯崎 陽輔君
関口 昌一君
柘植 芳文君
二之湯 智君
松下 新平君
森屋 宏君
江崎 孝君
難波 獎二君
羽田雄一郎君
林 久美子君
藤末 健三君
吉川 沙織君
吉良よし子君
片山虎之助君
寺田 典城君
又市 征治君
主演 了君

国務大臣
総務大臣
副大臣
総務副大臣
高市 早苗君
土屋 正忠君

総務副大臣
松下 新平君

大臣政務官
総務大臣政務官
総務大臣政務官
奥水 恵一君
森屋 宏君

事務局側
常任委員会専門員
小野 哲君

参考人
日本放送協会
長 初井 勝人君

本日の会議に付した案件

○地方税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

(自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議の件)

○参考人の出席要求に関する件

○放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本博司君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては、去る二十三日、質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

ざいます。

私は、会派を代表して、両案に対する反対の立場から討論を行います。

まず冒頭、法案各パートへの反対理由の前に、二法案の源流である地方財政対策、そしてその二法案が相補い合つて作る地財計画への懸念を申し上げます。

国、地方の関係から地方財政を見た場合、最も重視すべきは一般財源総額の確保ですが、平成二十八年分について、総務省は前年度を〇・一兆円上回る六十一・七兆円を確保とポジティブな表現を使っています。しかし、この金額には実質、既発の臨時債の元利償還という巨額の使途限定分が含まれており、この元利償還額が今後増大の見込みである一方、一般財源総額は骨太の方針で事実上蓋をされていたに近い状態であり、結果、地方の財政運営は年々圧迫される懸念が存在します。

我々民主党・新緑風会は、一般財源歳出と臨時債の双方を賄うための自立的かつ持続的な地方税、地方交付税の確立を何よりも重視します。実際、地方財政計画に計上されている歳出の多くは、国が法令で実施を義務付けたり基準を設定したりしているものであり、それゆえ、必要な財源確保は本来国の責務です。また、臨時債については、借金返済のために借金を重ねる、その場しのぎの手法は終わりにすべきと考えています。

今回、両法案には反対の態度を取らざるを得ませんが、そのベースには、こうした先行き不透明な現在の政府の地方財政運営への強い懸念があり、それゆえ、一刻も早く地方交付税の法定率引上げなど新しい時代にふさわしい真の地方財政改革を新しい政治体制の下で断行しなければならぬと考えておるところでございます。

それでは、以下、両法案各論に関する反対理由を申し上げます。

まず一点は、地方交付税法改正案のトップランナー方式です。この方式が導入される業務は民間委託が標準的になるわけで、交付税措置というお金の配分と引換えに地方の行革を進めようとする方策であり、地方交付税法本来の目的に反し、反対です。

二点目は、地方税法改正案における法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大です。そもそも、外形標準課税では負担増となる法人が増え、地方の成長戦略に逆行しますし、その指標に報酬給与額が用いられていることから、地域の雇用や給与水準に悪影響の懸念もあり、問題だと考えます。

三点目は、消費税の軽減税率の導入の影響です。軽減税率の導入で、地方交付税に充てられる消費税の法定率分は減収し、また地方消費税にも穴が空きます。しかし、政府は代替財源の確保など具体的な措置を何ら明示していません。地方税、地方交付税の根幹に関わる問題で、容認できるものではありません。

以上、三点の理由に加え、先行き不透明な政府の地財運営に関する懸念から、両案に対しては反対の態度を表明しつつ、私の討論を終えます。

御清聴ありがとうございました。

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、地方税法改正案並びに地方交付税法改正案に対する反対討論を行います。

まず、地方税法改正案について、外形標準課税の対象拡大などを行う本改正案には反対です。

政府は、外形標準課税の拡大と併せ、激変緩和措置をうけています。つまり、三年後には三年間しか適用されません。つまり、三年後には中堅企業は軒並み増税となります。こうして赤字企業や中堅企業に負担を強いる一方で、所得十億円を超え大企業は減税の恩恵を受けることが論議を通じ

てよりはつきりしました。また、資本金一億円以下の中小企業に対する課税ベース拡大も検討するとしていますが、大企業減税の財源づくりのために課税ベースを拡大していくことは断じて容認できません。

また、本改正案は消費税一〇％増税を前提にしたものです。地域経済に打撃を与え、家計消費を冷え込ませて国民生活を破壊する消費税増税はきっぱりやめるべきです。

次に、地方交付税法改正案についてです。本改正案は、地方交付税制度を变质させ、国の政策に地方を財政的に誘導する道具としようとするものであり、反対します。

その一つが、交付税の算定へのトップランナー方式の導入です。学校給食の調理業務、図書館など二十三の公務サービスで、民間委託などによって削減した経費水準を標準として単位費用に反映しようとするものです。地方にアウトソーシングを押し付け、地方交付税の削減まで狙おうとするものであり、到底認めるわけにはいきません。

政府は、地方税の徴収率にもこの方式を導入するとしています。しかし、強引な徴収が一層広がれば住民の暮らしと営業を壊すことになりかねません。税務職員の見直しと増やし、地域住民に寄り添った税務行政こそ必要です。地方の財政不足は二十一年連続であり、本法では、税財源の不足が続く場合は法定率の引上げなどで対応することを定めています。国、地方の折半ルールによる更なる地方負担の押し付けなどではなく、地方が住民の福祉増進という役割を果たすために必要な財源を確保できるように国が責任を持つことを求め、反対討論といたします。

○又市征治君 社民党の又市です。

私は、社会民主党・護憲連合を代表して、地方税法等の一部を改正する等の法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について反対討論を行います。

まず、地方税法等改正案について反対の理由を申し述べます。

第一に、法人実効税率の二〇％台後半への前倒し実施のため、法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大が行われることです。国策というのなら法人税本体で対応すべきであり、黒字企業を減税して赤字企業の外形標準課税の増税で代替することは、応能負担の原則や税の再分配に逆行します。

第二に、企業版ふるさと納税によって、自治体と企業の癒着や関係のゆがみ、企業に評価される自治体づくりへの傾斜が懸念される点です。

第三に、地方法人特別税、同譲与税の廃止と法人事業税への還元は当然ですが、一方で、住民税法人税割を削減することは、自主財源であり基幹税である住民税の召し上げであり、受益と負担という税負担の原則に反し、地方分権に逆行するものです。偏在是正や財政調整は、国の責任で地方全体の税源移譲と交付税の充実によって行うべきです。

第四に、耕作放棄地の固定資産税を一・八倍に引き上げるとは、条件不利地域や中山間地の実情を無視した極めて乱暴なやり方であるからです。

次に、地方交付税法等改正案について反対の理由を申し述べます。

第一に、危機モードから平時モードへの移行として、リーマン・ショック後の上乗せ措置である別枠加算が廃止され、交付税本体も〇・三％の減とされたことです。

第二に、行革算定の拡充やトップランナー方式の導入について、交付税の算定で民間委託や効率化を誘導するのは、同一労働同一賃金に反するばかりか地方自治への介入であり、国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその用途を制限してはならないとの交付税の運営の基本原則にもとるものです。

少子高齢化と人口減少の中で、地方財政は依然として厳しい状況にあります。前年度の繰越金や一方的な水平調整に依存するのではなく、交付税法第六条の第三第二項に基づく交付税率引上げに向

けた取組を今こそ行うべきだと強く求め、反対討論といたします。

○委員長(山本博司君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する等の法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本博司君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本博司君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本博司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本博司君) 次に、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題といたします。

石上君から発言を求められておりますので、これを許します。石上俊雄君。

○石上俊雄君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、おおさか維新の会、維新の党、社会民主党・護憲連合及び生活の党と山本太郎となかまたちの各派共同提案による自立的政治制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議(案)

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立し、人口減少の克服及び地域経済の活性化等の重要課題に取り組むとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が、復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服及び地域経済の活性化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、安定した恒久的な財源を確保すること。

二、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。

三、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、多発、多様化する自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を今後とも的確に反映しつつ、算定方法の透明化の取組を一層推進すること。

四、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直

しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設、拡充等に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

五、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、地域経済の活性化等に向けた取組を一層推進するとともに、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

六、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、手続の簡素化等の運用面における見直しを含め、更なる検討を進めること。

七、東日本大震災に係る復旧・復興に当たっては、平成二十八年度からの復興・創生期間においても、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保するなど、万全な支援措置を講ずるとともに、平成二十八年度以降、新たに生じることとなる被災地方公共団体の実質的な負担額については、当該被災地方公共団体の財政状況等を踏まえつつ、適切な財政措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山本博司君) ただいまの石上君提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(山本博司君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、高市総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高市総務大臣。

○国務大臣(高市早苗君) ただいま御決議のありました事項につきまして、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(山本博司君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件の審査のため、本日の委員会に日本放送協会会長舛井勝人君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本博司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本博司君) 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件の件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。高市総務大臣。

○国務大臣(高市早苗君) 日本放送協会の平成二十八年度の収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、総務大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について、その概要を御説明申し上げます。

一般勘定事業収支につきましては、事業収入が七千十六億円、事業支出が六千九百三十六億円となっております。

一般勘定資本収支につきましては、資本収入、

資本支出が共に九百十億円となっております。

次に、事業計画につきましては、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8Kなどの先進的なサービスの推進に重点を置き取り組むこととなっております。

総務大臣といたしましては、この収支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとした上で、その実施に当たっては、子会社による不祥事を厳粛に受け止め、グループ全体としての協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によつて支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化、効率化に向けたため改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要であるとする意見を付しております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(山本博司君) 次に、日本放送協会から説明を聴取いたします。舛井日本放送協会会長。

○参考人(舛井勝人君) ただいま議題となっております日本放送協会の平成二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして御説明申し上げます。

平成二十八年度の事業運営に当たりましては、公共放送の原点を堅持し、事実に基づく公平公正で正確、迅速な報道に全力を挙げるとともに、視聴者の幅広い期待に応える豊かで質の高い多彩な番組の充実を図ります。日本を世界に積極的に発信し、政治、経済、社会、文化など様々な分野で国際社会の日本への理解を促進してまいります。

また、スーパーハイビジョンの実用化に向けて、8K・4Kの試験放送を実施するとともに、インターネットを活用した新たなサービスを創造いたします。

受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を一層推進し、支払率の向上を図ってまいります。

あわせて、NHKグループ全体で、コンプライアンスの徹底と業務体制改革に取り組んでいくとともに、一層効率的な経営を推進してまいります。

次に、建設計画においては、緊急報道設備やスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、いかなる災害時等にも安定的に放送サービスを継続するための設備整備等を実施いたします。

以上の事業計画に対応する収支予算は、一般勘定の事業収支におきまして、受信料などの収入七千十六億七千万円、国内放送費などの支出六千九百三十六億三千万円を計上しております。事業収支差金は八十億三千万円となり、全額を、渋谷の放送センターの建て替え等に備えて建設積立資産に繰り入れることとしております。

また、資本収支は、収入として、減価償却資金など総額九百十億三千万円を計上し、支出には建設費など九百十億三千万円を計上しております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込んだものであります。

以上、平成二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その概要を述べました。事業計画の一つ一つの施策を着実に実行し、公共放送として視聴者の皆様の期待にこたえてまいりたいと存じます。

委員各位の御理解と御支援をお願いいたします。あわせて、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(山本博司君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。一、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成28年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成28年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定による場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上となり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる支払区分により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間資金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れに充てることができる。

第11条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てることができる。

第12条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第13条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成28年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款			項		金 額	
事 業	収 入	受 交 付 信 料 入				

事業支出		693,635,216
	国内放送送納策費	321,076,744
	国契受広調給退職共減財特予	24,862,861
	内際約信套研究	58,921,547
	職手当・厚生	1,070,786
	通価務却	5,562,535
	別備支	10,202,433
		117,427,768
		61,750,832
		13,223,960
		73,800,000
		3,750
		2,732,000
		3,000,000
事業収支差金		8,039,100

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本支出充当（建設積立資産繰入れ）	8,039,100
-------------------	-----------

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入	事業収支差金繰入れ	91,039,100
	前期繰越資金繰入れ	8,039,100
	前減価却資金繰入れ	6,253,080
	資産	73,800,000
		2,946,920
資本支出		91,039,100
	建設費	82,800,000
	出	200,000
	建設積立資産繰入れ	8,039,100
資本収支差金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,988億5,869万3千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,909億321万6千円であり、経常収支差金は、79億5,547万7千円である。

(放送番組等有料配信業務勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		2,217,564
	放送番組等有料配信業務収入	2,217,564
事業支出		2,201,804
	放送番組等有料配信業務費	1,959,429
	広給退職共減	53,688
	職手当・厚生	91,700
	通価務却	43,777
	別備支	36,509
		16,701
事業収支差金		15,760

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		16,701
	減価却資金繰入れ	16,701
資本支出	建設費	16,701
資本収支差金		—

事業収支差金1,576万円については、一般勘定からの短期借入金の返還に充てる。これを含む平成28年度末の繰越不足△75億713万6千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		2,101,161
	受託業務等収入	2,101,161

事業支出		1,815,117
	受託業務等費	1,815,117
事業収支差金		286,044

事業収支差金2億8,604万4千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

別表第3 支払区分

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等払	協会の指定するクレジットカード等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第4 受信料額(消費税込額)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジットカード	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星契約	口座・クレジットカード	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別契約	口座・クレジットカード	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円

「口座・クレジットカード」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジットカード	1,105円	6,300円	12,255円
	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星契約	口座・クレジットカード	2,075円	11,840円	23,030円
	継続振込等	2,125円	12,125円	23,585円

「口座・クレジットカード」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減する月額
50件未満	衛星契約 200円
	特別契約 90円
50件以上100件未満	230円
100件以上	300円

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件(沖縄県の区域においては、96件(12か月前払による場合に限る。))、97件、98件又は99件とする。)である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払による場合で、別表第3に掲げる継続振込により支払う場合に限る。)である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 200円
特別契約	

平成 28 年度 事業 計画

1 計画 概説

スーパーハイビジョンの実用化への取組や放送と通信の融合が加速するなど、メディア環境は大きく変化している。国内外が様々な課題に直面する中で、判断のよりどころとなる正確な情報を伝えるとともに、日本を正しく理解してもらうために、日本を世界に積極的に発信し、情報の社会的基盤の役割を果たしていくことが公共放送に求められている。

3か年経営計画の2年目となる平成28年度の事業運営にあたっては、公共放送の原点を堅持し、事実に基づく公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、視聴者の幅広い期待にこたえる豊かで質の高い多彩な番組の充実を図る。また、日本を世界に積極的に発信し、政治、経済、社会、文化など様々な分野で国際社会の日本への理解を促進し、日本と世界をつなげる。

スーパーハイビジョンの実用化に向けて、8K・4Kによる制作・活用を一層推進していくとともに、インターネットを活用した新たなサービスを創造する。あわせて、人にやさしい放送・サービスを拡充する。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を一層推進し、支払率の向上を図る。また、創造と効率を追求する最適な組織に改革し、一層効率的な経営を推進するほか、情報システム等のセキュリティ強化して情報管理・放送継続の確保を一層徹底する。

- (1) 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送サービスを継続するための設備整備を行う。
- (2) 国内放送は、人々の命と暮らしを守るという公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災からの復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる創造的な文化・教養・娯楽番組等、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第24回参議院議員通常選挙やリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。このほか、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

- (3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。

- (4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効果的かつ効果的な業務運営を行う。

- (5) 調査研究については、放送と通信の融合が一層進展する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (6) 給与については、給与制度改革を進め、一層の抑制に努める。
- (7) 海外において通信・放送・郵便事業を行う者等への支援を行うこと等を目的とする法人に対し、出資を行う。
- (8) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、提供番組の充実や利便性の向上を図る。
- (9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (10) コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効果的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、コンテンツアンプスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報システム等のセキュリティ強化や環境経営を着実に推進する。
- (11) 老朽化の進む東京・渋谷の放送センターの建替えの検討と準備を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

2 建設 計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に53億7,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に172億3,000万円、放送会館の整備に131億6,000万円、放送番組設備の整備に368億円、研究施設の整備等に102億4,000万円、総額828億円をもって施行する。

- (1) 新放送・衛星放送施設整備計画
スーパーハイビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。
これらに要する経費は、53億7,000万円である。

- (2) テレビジョン放送網整備計画
テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。
これらに要する経費は、88億2,000万円である。

- (3) ラジオ放送網整備計画
外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びF.M.放送局の建設調査を行うとともに、国際放送の放送所設備を更新するための負担や老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。
これらに要する経費は、84億1,000万円である。

(4) 放送会館整備計画 静岡、熊本、仙台及び金沢の放送会館の整備を進めるとともに、大津、佐賀及び札幌の放送会館を整備するための諸準備等を行う。 これらに要する経費は、131億6,000万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 緊急報道対応設備や番組の充実のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送サービスを継続するための設備を整備する。 これらに要する経費は、368億円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 これらに要する経費は、66億円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、36億4,000万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 イ 地上テレビジョン放送 総合テレビジョンは、人々の命と暮らしを守るための正確で迅速な報道に努めるとともに、日本と世界の課題に向き合い、社会が進むべき方向を探る基盤となるニュース・番組の充実を図る。また、文化、教養、娯楽番組等をバランスよく編成し、幅広い世代に支持されるチャンネルを目指す。さらに、世界水準の高品質な番組を制作するとともに、国際放送との連携を進める。放送時間は、1日24時間を基本とする。 教育テレビジョンは、幅広い世代の知的関心にこたえ、趣味・生活・教養・語学など多彩な番組を編成する。教育・福祉等の重要課題に取り組む番組を放送するとともに、幼児・子供番組や趣味、実用番組を充実する。このほか、定時のワルチ編成を行う。放送時間は、1日20時間を基本とする。 (4) 衛星テレビジョン放送 BS1は、臨場感あふれる情報チャンネルとして、国際・経済情報、スポーツ、ドキュメンタリーを中心に、世界と日本の今を伝える。リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックを盛り上げる番組等スポーツに関連する番組を戦略的に展開するとともに、世界の課題と向き合う大型番組を開発する。このほか、ワルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。	BSプレミアムは、本物志向の知的エンターテインメントチャンネルとして、これまでにないスケールの大型番組や他にはない個性と魅力を持つ多様な番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 このほか、平成28年度から始まるスーパーハイビジョンの試験放送では、多彩で魅力ある番組を超高精細映像で提供する。 (4) ラジオ放送 ラジオ第1放送は、音声基幹波として、災害等の緊急時に命と暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安全・安心ラジオの機能強化に引き続き取り組むとともに、地域の生活情報番組を充実・強化する。また、双方向性等のラジオならではの強みとインターネットとの連携を生かした番組や演出で幅広い世代の期待にこたえる。放送時間は、1日24時間を基本とする。 ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、幅広いテーマの教養番組等で多様な知的欲求にこたえる番組の充実を図る。また、インターネットとの連携により、いつでもどこでも学べる機会を提供するとともに、在日外国人向け番組等にも取り組む。放送時間は、1日19時間を基本とする。 F.M放送は、総合音楽波として、様々なジャンルの音楽番組や古典芸能など多様な番組を編成し、多様な聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行い、地域情報波としてきめ細かなライフライン情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びF.M放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するとともに、新たに一部の地域放送番組を追加して提供する。 (4) 地域放送 地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を編成し、地域の安全・安心と活性化に貢献する。また、地域からの全国発信を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F.M放送で1日1時間20分を基本とする。 (4) 補完放送 データ放送は、地上及び衛星のテレビジョン放送各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。このほか、インターネットを活用したデータ放送サービスを実施する。 テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間を拡大し、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。 ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。
--	--

(㊦) インターネットの活用 インターネットによるサービスについては、人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。 放送と通信を連携させたハイブリッドキャストについては、常時利用できる暮らしに役立つコンテンツや、地上及び衛星のテレビジョン放送各波の番組連動コンテンツを提供する。 なお、インターネットサービスは、協会の定めたインターネット実施基準に基づき公表する実施計画のとり実施する。 (㊧) 放送番組の提供等 放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,340億6,530万5千円、番組の編成企画等に216億5,331万5千円で、総額2,557億1,862万円である。 イ 技術関係 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。 これら技術関係に要する経費は、総額653億5,812万4千円である。 以上により、国内放送費総額は、3,210億7,674万4千円となる。 (2) 国際放送 国際放送が果たすべき責務と期待される大きな役割を自覚し、ニュースや番組の海外への発信をさらに強化することで、世界で信頼される国際放送を目指す。 外国人向けテレビジョン国際放送では、毎正時に放送している基幹ニュースを北米やアジアをより意識した内容に刷新して充実するとともに、新たに開発するインタビュ番組を大型ニュース番組と連携編成することで平日夜間を強化する。また、NHKならではの大型番組や日本各地の魅力伝える番組等の国内放送番組を積極的に海外発信するほか、日本の産業、科学技術、観光、文化等を紹介する番組を充実する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。	
日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュースを拡充し、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。 このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース、番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日64時間30分とする。 このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 インターネットによるサービスについては、放送との同時配信に加えて、番組の見逃しサービスを中心とするビデオオンデマンドサービスを拡充するとともに、スマートフォンやタブレット端末による視聴機能を改善するほか、多言語化を充実するなど、発信力の強化と利便性の向上を図る。 これらに要する経費は、総額248億6,286万1千円となる。 (3) 契約収納 受信料の公平負担の徹底に向けて、支払率の低い大都市圏に重点を置いた対策等の契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効果的かつ効果的な業務運営を行う。 これらに要する経費は、総額589億2,154万7千円となる。 (4) 受信対策 良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。 これらに要する経費は、総額10億7,078万6千円となる。 (5) 広報 視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共放送や受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。 これらに要する経費は、総額55億6,253万5千円となる。 (6) 調査研究 放送技術の研究については、実用化に向けたスーパーハイビジョンの研究開発や普及促進を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。	

放送番組の研究については、全国個人視聴率調査等を行うとともに、コンテンツへの多様な接触を把握する評価手法の開発を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。これらに要する経費は、総額102億243万3千円となる。

(7) 給 与

給与については、総額1,174億2,776万8千円とし、給与制度改革等により一層の抑制に努める。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要員体制を構築する。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額617億5,083万2千円となる。

(9) 共 通 管 理

共通管理については、マイナンバー制度への対応による経費の増等により、総額132億2,396万円となる。

(10) 放送番組等有料配信業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接提供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は22億1,756万4千円、支出は22億180万4千円である。

(11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等的一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は21億116万1千円、支出は18億1,511万7千円である。

(12) 創造と効率を追求する最適な組織に改革

コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、業務の抜本的な見直しと経営資源の重点的な再配置による業務体制改革を着実に推進する。

また、女性の積極登用を進め、仕事と生活の調和を実現し、多様性を尊重する働き方や組織に改革するとともに、高度な専門性を発揮できる人材をNHKグループで計画的に確保し、育成する。

さらに、NHKグループ全体でコンプライアンスを徹底するとともに、放送の自主自律を堅持する。このほか、経営計画を着実に達成するため、経営指標等により公共放送としての説明責任を果たすベネジメントを徹底するとともに、情報流出防止及び放送継続を目的とした情報システム等のセキュリティ強化や放送会館の省エネルギー化等の環境にやさしい経営を推進する。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年度 初 頭 契 約 件 数	20,398,000	20,548,000	△ 150,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	1,400,000	1,440,000	△ 40,000
年度 内 解 約 件 数	1,530,000	1,590,000	△ 60,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	△ 130,000	△ 150,000	△ 20,000
年度 末 契 約 件 数	20,268,000	20,398,000	△ 130,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年度 初 頭 免 除 件 数	2,384,000	2,340,000	44,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	262,000	261,000	1,000
年度 内 解 約 件 数	211,000	217,000	△ 6,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	51,000	44,000	7,000
年度 末 免 除 件 数	2,435,000	2,384,000	51,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年度 初 頭 契 約 件 数	19,359,000	18,700,000	659,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	1,430,000	1,358,000	72,000
年度 内 解 約 件 数	800,000	699,000	101,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	630,000	659,000	△ 29,000
年度 末 契 約 件 数	19,989,000	19,359,000	630,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減
年度 初 頭 免 除 件 数	432,000	403,000	29,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	90,000	90,000	0
年度 内 解 約 件 数	74,000	61,000	13,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	16,000	29,000	△ 13,000
年度 末 免 除 件 数	448,000	432,000	16,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
年度初頭契約件数	11,000	10,000	1,000
年度内新規契約件数	0	2,000	△ 2,000
年度内解約件数	0	1,000	△ 1,000
年度内増加契約件数	0	1,000	△ 1,000
年度末契約件数	11,000	11,000	0

(参考 1)

有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	20,398,000	19,359,000	11,000	39,768,000
年度内増加契約件数	△ 130,000	630,000	0	500,000
年度末契約件数	20,268,000	19,989,000	11,000	40,268,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	202,000	120,000	322,000
年度内増加契約件数	1,000	6,000	7,000
年度末契約件数	203,000	126,000	329,000

(参考 2)

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	14,388,000	2,684,000	2,493,000	833,000	20,398,000
年度内増加契約件数	△ 140,000	120,000	△ 10,000	△ 100,000	△ 130,000
年度末契約件数	14,248,000	2,804,000	2,483,000	733,000	20,268,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	102,000	19,000	38,000	43,000	202,000
年度内増加契約件数	4,000	4,000	△ 3,000	△ 4,000	1,000
年度末契約件数	106,000	23,000	35,000	39,000	203,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	12,250,000	2,406,000	4,435,000	268,000	19,359,000
年度内増加契約件数	180,000	270,000	190,000	△ 10,000	630,000
年度末契約件数	12,430,000	2,676,000	4,625,000	258,000	19,989,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	68,000	15,000	30,000	7,000	120,000
年度内増加契約件数	3,000	2,000	1,000	0	6,000
年度末契約件数	71,000	17,000	31,000	7,000	126,000

(3) 特別契約

区 分	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	6,000	5,000	11,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	6,000	5,000	11,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係	10,094人
建設係	179
合 計	10,273

要員数については、31人の増員を見込んだものである。

平成28年度資金計画

1 資金計画の概要

平成28年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,101億3,879万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,195億937万6千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,758億9,570万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,702億6,282万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金19億462万5千円、国際放送関係など交付金収入36億8,824万3千円、有価証券の償還473億円、受取利息その他の入金869億8,311万円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,101億3,879万8千円である。

3 出金の部

事業経費6,064億3,235万7千円、建設経費828億円、出資2億円、有価証券の購入650億円、納付消費税その他の出金650億7,701万9千円を合わせ出金額は、総額8,195億937万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	65,769,800	81,310,963	61,393,272	77,978,706	—
2 入 金	237,295,579	173,845,971	231,324,241	167,673,007	810,138,798
受信料	202,673,177	135,830,664	193,083,475	138,675,504	670,262,820
固定資産売却代金	91,010	1,369,337	428,064	16,214	1,904,625
交付金収入	1,655	1,901,925	6,376	1,778,287	3,688,243
有価証券償還	5,800,000	17,700,000	16,800,000	7,000,000	47,300,000
受取利息その他の入金	28,729,737	17,044,045	21,006,326	20,203,002	86,983,110
3 出 金	221,754,416	193,763,662	214,738,807	189,252,491	819,509,376
事業経費	169,143,198	149,774,838	154,849,191	132,665,130	606,432,357
建設経費	26,504,016	9,671,376	18,603,223	28,021,385	82,800,000
有価証券購入	9,500,000	—	—	—	200,000
納付消費税その他の出金	16,407,202	17,500,000	25,500,000	12,500,000	65,000,000
4 期末資金有高	81,310,963	61,393,272	77,978,706	56,399,222	—

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成28年2月

総 務 大 臣

日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

また、情報通信技術の急速な発展を背景に国民・視聴者のニーズや視聴環境が大きく変化することで、公共放送として、それらの変化に着実に対応し、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献することが必要となっている。

このような状況下において、協会の平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先進的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強化及び受信料負担の公平性の確保に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと思われる。

しかし、平成27年度において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触した放送が行われたことが明らかになったこと及び協会の子会社における不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を大きく損なうものであり、国民・視聴者の負担する受信料に支えられている公共放送としての社会的責任に鑑み、憂慮すべきことである。

特に子会社の不祥事については、これまで数次の改革や制度改正を経て、協会自身が調査委員会を設ける等してコンプライアンスの徹底に取り組んだにもかかわらず、平成27年度においても出張旅費の不正受領、工事費の不正受領といった事案が発生しており、ガバナンスを含め、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直すことが急務である。

したがって、平成28年度収支予算等の実施に当たって、協会がこの事態を厳粛に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に組織を挙げて迅速に取り組むことが強く求められる。

また、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化・効率化に向けたためまね改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

こうした認識の下、特に下記の点について配慮すべきである。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。

○ 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。 ○ 平成26年5月14日の「クローズアップ現代」において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触する放送を行ったことに関し、平成27年4月28日付けで行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、再発防止に向けた取組を引き続き着実に実施するとともに、放送番組審議機関の機能の発揮等により、様々な機会において放送番組に対する国民・視聴者の声に十分に耳を傾けつつ、国民・視聴者の信頼回復に努めること。 ○ 地方の創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的発信に努めること。 ○ 字幕・解説放送等について、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成24年10月2日）を踏まえ、緊急放送時の字幕放送の実施などの一層の充実を図ること。 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化 ○ 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方の創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。 ○ 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」（平成27年1月30日）を参考に、協会の国際放送子会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化の取組も含めたインターネットの適切な活用、国内外の受信環境の一層の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定の上、PDCAサイクルを強化するよう努めること。 ○ 訪日外国人観光客の増加や日本各地の産品、先端技術・サービス等への海外需要の拡大、そして地方の創生等に貢献し、経済成長や国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、海外情報発信の総合的な強化に努めること。 3 4K・8K放送及びインターネット活用業務の積極的推進 ○ 4K・8K放送について、平成28年（2016年）に実施予定のBSによる試験放送に必要な技術実証を進めるとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を含めた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を進めること。また、平成30年（2018年）に実施予定のBSによる実用放送の開始に向けて、早期かつ円滑な普及に向けた取組を積極的に実施するとともに、他の放送事業者、受信機メーカーなど関連事業者と連携しつつ、視聴可能受信機やサービス内容に関する情報提供を国民・視聴者に対して適切に行うなど、その普及促進について公共放送としての先導的役割を果たすこと。	○ インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に対応できるよう取り組むこと。その際、我が国の放送サービス向上の観点から、平成27年度から開始したインターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の関係者間での共有や相互連携に努めるとともに、情報セキュリティ、コスト、視聴者ニーズ、新サービスの可能性、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係及び透明性の確保について十分検討すること。また、NHKオンデマンドサービスについても、同様の視点から今後のサービスの在り方について検討し、併せてその収支の一層の改善に努めること。 ○ 4K・8K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や他の産業での利活用等への寄与とともに、国民・視聴者が安心して利用できるようにするための環境整備に努めること。 4 子会社改革の推進 ○ 子会社については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）以降の累次の指摘、それらを踏まえた子会社の整理、統合やガバナンスの強化等にもかかわらずなお不祥事が生じていることに鑑み、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す改革を早急に実施すること。 ○ 実施に当たっては、次の点に十分留意すること。 ・ 子会社の業務範囲の適正化 ・ 子会社における適正な経営及びコンプライアンスの確保 ・ 協会と子会社との取引における透明性・適正性の確保 ・ 子会社の利益剰余金の協会への適正な還元 5 経営改革の推進 ○ 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、経営委員会及び監査委員会が更にその機能を発揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。 ○ 協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料に支えられていることを十分に自覚し、コスト意識を持って業務の合理化・効率化に努めること。 ○ 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。以下同じ）・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日）を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。 ○ 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。
--	--

6 受信料の公平負担に向けた取組

- 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2015—2017年度」に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。

7 新放送センター整備

- 新放送センターの整備については、建設基本計画がまとまった場合には、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

8 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化

- 東日本大震災から5年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信環境整備等について適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。

平成二十八年四月十四日印刷

平成二十八年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K